

京都市交通局管理規程第5号

京都市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年9月11日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局広告取扱規程の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削る。

第4条第2項中「乗合自動車の車内1A、1B及び1Cの車内広告と高速鉄道烏丸線及び東西線の車内1A、1B及び1Cの中吊広告」を「乗合自動車の車内B3広告、車内B3併用第1種広告及び車内B3併用第2種広告と高速鉄道烏丸線及び東西線の中吊広告(A)、中吊(A)併用第1種広告及び中吊(A)併用第2種広告」に改める。

第6条に次の1項を加える。

4 料金を計算する場合において、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。

第7条第4項中「3日」を「5日」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

(1) 乗合自動車

種類	単位	料金	備考
車内B3広告	取付全車1枠1日	円 70,800	
車内B3併用第1種広告		77,880	
車内B3併用第2種広告		84,960	

車内	長期額面B3 広告	取付全車1 枠1 月	760,000	
	長期額面B3 併用第1 種 広告		836,000	
	長期額面B3 併用第2 種 広告		912,000	
	B3 タイアップ広告	取付全車1 枠1 日	7,700	
	細枠広告	取付全車1 枠1 月	54,200	
	透明ステッカー広告	取付全車1 枠1 月	237,500	
	禁煙札広告	全車1 枚1 月	21,900	
車外	側面大型広告	1 枚1 月	10,000	
	側面中型広告	1 枚1 月	5,000	
	後部大型広告	1 枚1 月	7,500	
	横幕広告	1 枚1 日	1,300	

備考 複数の広告者が1の広告面を分割して利用する併用広告のうち、「併用第1種広告」は、広告面に対する分割されたいずれかの広告面積の割合が5分の1以下のもの、「併用第2種広告」は5分の1を超えるものをいう。

(2) 高速鉄道(烏丸線)

	種類	単位	料金	備考
車内	中吊広告(A)	120 車 1 車 2 枚 1 日	円 39,800	枠番号 1~10, K1 ~K4
	中吊(A) 併用第1種広告	ただし、中吊ジ ャック広告掲出期 間中は114 車	43,780	
	中吊(A) 併用第2種広告		47,760	
	中吊広告(B)	中間車 80 車 1 車 2 枚 1 日	25,400	枠番号 B1, B2
	中吊(B) 併用第1種広告	ただし、中吊ジ ャック広告掲出期 間中は76 車。	27,940	
	中吊(B) 併用第2種広告		30,480	
	中吊ジャック広告	1 編成 6 車 184 枚 14 日	1,000,000	

扉上額面広告 (A)		316,700	
扉上額面 (A) 併用第 1 種広告	120 車 1 車 1 枚 1 月	348,370	枠番号 1, 3, 4, 6
扉上額面 (A) 併用第 2 種広告		380,040	
扉上額面広告 (B)		269,200	
扉上額面 (B) 併用第 1 種広告	102 車 1 車 1 枚 1 月	296,120	枠番号 2, 5
扉上額面 (B) 併用第 2 種広告		323,040	
扉上額面タイアップ広告	102 車 1 車 1 枚 1 月	67,000	
扉横額面広告 (A)		50,000	
扉横額面 (A) 併用第 1 種広告	120 車 1 車 1 枚 7 日	55,000	枠番号 1~8, K1~K4
扉横額面 (A) 併用第 2 種広告		60,000	
扉横額面広告 (B)		33,000	
扉横額面 (B) 併用第 1 種広告	中間車 80 車 1 車 1 枚 7 日	36,300	枠番号 B1, B2
扉横額面 (B) 併用第 2 種広告		39,600	
扉横額面タイアップ広告	120 車 1 車 1 枚 7 日	8,000	
横枠広告 (A)		158,500	
横枠 (A) 併用第 1 種広告	120 車 1 車 1 枚 1 月	174,350	枠番号 1~30, K2, K4~K9, K11
横枠 (A) 併用第 2 種広告		190,200	
横枠広告 (B)		105,700	
横枠 (B) 併用第 1 種広告	中間車 80 車 1 車 1 枚 1 月	116,270	枠番号 B1~B6
横枠 (B) 併用第 2 種広告		126,840	
横枠広告 (K)	65 車 1 車 1 枚 1 月	87,600	
			枠番号 K1, K3, K10, K12

	両面ステッカー広告	120 車	165,000	
	透明ステッカー広告	1 車 1 枚 1 月	97,000	
	B3 タイアップ広告	120 車 1 車 2 枚 1 日	4,100	
駅舎	ポスター貼広告	8 駅 2 枚 7 駅 1 枚 7 日	100,000	

備考 複数の広告者が1の広告面を分割して利用する併用広告のうち、「併用第1種広告」は、広告面に対する分割されたいずれかの広告面積の割合が5分の1以下のもの、「併用第2種広告」は5分の1を超えるものをいう。

(3) 高速鉄道(東西線)

	種類	単位	料金	備考
車内	中吊広告(A)		円 16,800	柵番号 1~10
	中吊(A)併用第1種広告	102 車 1 車 1 枚 1 日	18,480	
	中吊(A)併用第2種広告		20,160	
	中吊広告(B)		10,680	柵番号 B1, B2
	中吊(B)併用第1種広告	中間車 68 車 1 車 1 枚 1 日	11,750	
	中吊(B)併用第2種広告		12,820	
	扉上額面広告		142,560	柵番号 1~6
	扉上額面併用第1種広告	51 車 1 車 1 枚 1 月	156,820	
	扉上額面併用第2種広告		171,070	
	扉横額面広告(A)		45,000	柵番号 1~8
	扉横額面(A)併用第1種広告	102 車 1 車 1 枚 7 日	49,500	
	扉横額面(A)併用第2種広告		54,000	
	扉横額面広告(B)		30,000	柵番号 B1, B2
	扉横額面(B)併用第1種広告	中間車 68 車 1 車 1 枚 7 日	33,000	

	扉横額面 (B) 併用第 2 種広告		36,000	
	扉横額面タイアップ広告	102 車 1 車 1 枚 7 日	5,000	枠番号 業 1, 業 2
	横枠広告 (A)	102 車 1 車 1 枚 1 月	142,680	枠番号 1~30
	横枠 (A) 併用第 1 種広告		156,950	
	横枠 (A) 併用第 2 種広告		171,220	
	横枠広告 (B)		95,160	枠番号 B1~B6
	横枠 (B) 併用第 1 種広告	中間車 68 車 1 車 1 枚 1 月	104,680	
	横枠 (B) 併用第 2 種広告		114,190	
	両面ステッカー広告	102 車 1 車 1 枚 1 月	150,000	
	透明ステッカー広告	102 車 1 車 1 枚 1 月	87,360	
	B3 タイアップ広告	102 車 1 車 1 枚 1 日	1,800	
駅舎	ポスター貼広告	17 駅 1 枚 7 日	70,000	

備考 複数の広告者が 1 の広告面を分割して利用する併用広告のうち、「併用第 1 種広告」は、広告面に対する分割されたいずれかの広告面積の割合が 5 分の 1 以下のもの、「併用第 2 種広告」は 5 分の 1 を超えるものをいう。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、この改正規程による改正後の京都市交通局広告取扱規程別表に規定する広告の種類のうち、扉横額面広告 (A)、扉横額面 (A) 併用第 1 種広告、扉横額面 (A) 併用第 2 種広告、扉横額面広告 (B)、扉横額面 (B) 併用第 1 種広告、扉横額面 (B) 併用第 2 種広告、扉横額面タイアップ広告、ポスター貼広告に係る料金は、平成 20 年 10 月 3 日から適用する

(交通局企画総務部企画課)